

「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）」の基本的な考え方（案）

1. 「明石市交通バリアフリー基本構想」をふまえた今後の方向性

「明石市交通バリアフリー基本構想（平成14年3月策定）」の進捗状況（検証結果）等をふまえ、「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）」を来年度より作成します。

【「交通バリアフリー基本構想」の検証】

【成果】

○ 重点整備地区の「重点目標」は概ね完了

- ・ 駅舎へのエレベーター設置、駅前広場整備等、駅周辺のバリアフリー化が進む
- ・ 歩道（特定経路）のバリアフリー整備は完了
- ・ 行政、事業者ともバリアフリー、ユニバーサルデザインに対する各種取組みを積極的に推進

【今後の検討時の留意点】

引き続き、移動等円滑化の推進に向けた取組みの継続が必要

【課題①】

- 準整備地区の「整備の基本的な方向性」は継続的に検討されている事項が残る

・ 市全域のユニバーサルデザインのまちづくり方針を定める

【課題②】

- バリアフリー法改正により移動等円滑化基準が拡充。最新基準への適合が必要

・ 事業化の調整がとれた地区は、具体的な事業推進に向けて展開

【課題③】

- 建築物、公園、駐車場、タクシー等の取組は各事業者が個別対応

・ ハードとソフトの両輪

・ バリアフリー法に基づき、各施設、経路を一体的に整備

【課題④】

- 市内には未だにバリアが散見される（まちあるき、ヒアリング等の意見）

・ 当事者を含めた幅広い市民の意見をふまえて検討

【課題⑤】

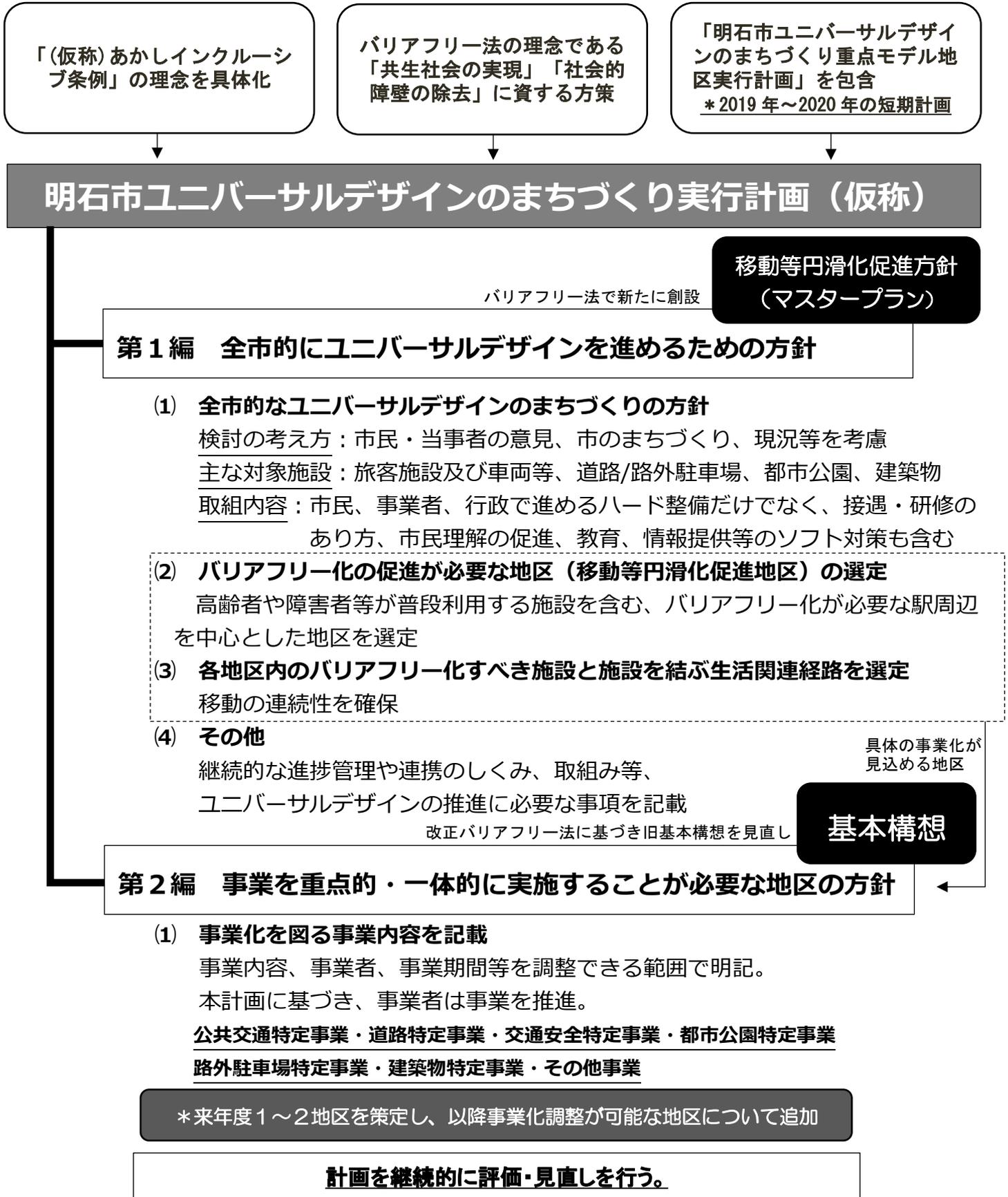
- 基本構想策定後、進捗管理や事業者連携、当事者への意見聴取・情報提供が不十分

・ 行政、事業者、市民が連携して継続的に取組みながら、スパイラルアップを図る仕組みの構築

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律）に基づく法定計画として、
「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）」
を2019年度（平成31年度）に作成

2. 「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）」の構成イメージ

「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）」は、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、主に「移動」の観点から、公共交通、道路、信号等、路外駐車場、都市公園、建築物等の方針を記載します。また、駅を中心としてバリアフリー化が必要な地区を選定します。このうち、事業化が見込める地区は、取り組むべき事業を計画に記載していきます。なお、本計画は随時見直しを行いながら、進捗状況や現況に応じて見直しを行います。



3. 来年度の検討スケジュール

来年度は、4回の協議会開催を通じて「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）」を作成します。現地調査、パブリックコメントも実施します。

